

学び直し支援金制度について

■ 制度概要

- 高等学校等^(※1)を退学した生徒が、学び直しのため、再度高等学校等に入学した場合に、高等学校等就学支援金制度における支給期間満了後も、2年間を限度として「学び直し支援金」が支給されます。
- 「学び直し支援金」の支給額及び方法は、高等学校等就学支援金同様です。
(授業料と相殺)

■ 支給を受けるための要件

- 次の要件を全て満たしていることが必要です。
 - 1 過去に高等学校等^(※1)を卒業又は修了していないこと
 - 2 高等学校等^(※1)の通算在学期間^(※2)が全日制 36 月、定時制・通信制 48 月を超えていること
 - 3 平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等^(※1)に再び入学したこと
 - 4 保護者等の市町村民税所得割額の合計が 30 万 4,200 円未満であること

※1) 高等学校等・・・高等学校、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）/ 特別支援学校の高等部
高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る）/ 専修学校及び各種学校

※2) 通算在学期間・・・過去に在籍していた高等学校等の在学期間を全て合計した期間

■ 申請手続

「学び直し支援金」の受給に当たっては、「高等学校等学び直し就学支援金受給資格認定申請書」と「市町村民税所得割額を確認できる書類」を学校に提出いただく必要があります。

「高等学校等学び直し就学支援金受給資格認定申請書」の様式の請求や事務処理の詳細については、各学校にお問い合わせ願います。